

福島交通株式会社 行動計画

(策定日) 平成 30 年 3 月 31 日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間

2 内容

目標 1 計画期間内に、男性の育児休業者を 1 人以上とする

〈対策〉

- 平成 30 年 6 月～ 子が生まれた男性からの意見聴取
- 平成 30 年 9 月～ 取得促進のための対策検討
- 平成 31 年 4 月～ 管理職から対象となる男性従業員への働きかけの実施

目標 2 育児休業者のための代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し

〈対策〉

- 平成 30 年 4 月～ 育児休業取得時の業務体制の見直しの検討
- 平成 30 年 5 月～ 育児休業者所属職場の実情に応じ代替要員の確保体制の検討
- 平成 30 年 7 月～ 必要に応じ育児休業者所属部署から総務に代替要員要求可能とする運用開始

目標 3 有期契約社員を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年 7 日以上とする

〈対策〉

- 平成 30 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 30 年 9 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 平成 31 年 1 月～ 職場内に掲示等をして取得を促す。

<男女別の育児休業取得率及び平均取得率について>

	正社員		正社員以外	
	男性	女性	男性	女性
運転士	14%			
ガイド		100%		
事務		100%		
整備				
その他				

女性の平均取得期間 10 か月
男性の平均取得期間 2.5 か月